

令和2年6月19日

山川運輸株式会社
代表取締役 鈴木 裕 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



令和2年6月8日付け回答書に対する回答

貴社からの令和2年6月8日付け「回答書」(以下「回答書」といいます)に対し、以下の通り回答させていただきます。

1 日時について

貴社が団体交渉拒否の理由として繰り返し主張されておりました、新型コロナウイルス感染拡大による開催の延期につきましては、本日、令和2年6月19日に、県境越え移動が全面的に解除されております。つきましては、コロナウイルスを理由とする交渉期日の引き延ばしは、これ以上通用しない旨通告させていただきます。

なお、貴社は、今まで現在の国内状況に鑑み、「地域間移動を伴う団体交渉は控える」として、貴社に利益をもたらすガイドラインのみは遵守されておられますが、なぜ、労働契約法や労働組合法は遵守されないのでしょうか。また、「移動自粛」というガイドラインを遵守するのであれば、労働契約法や労働組合法等労働関係法令も遵守されてははいかがでしょうか。「現在の国内状況に鑑み、政府の方針に従う」という主張は、自らに都合のいいガイドラインのみを遵守し、労働関連法規違反を意図的に継続されている貴社が主張されても、全く説得力がありません。労働者の賃金を一方的にカットし、さらに団体交渉を不当に拒否するという違法行為を犯しながら、なぜ自らに有利なガイドラインのみ遵守するのか、その極めて自己中心的な行動の理由をお教え下さい。

2 場所について

上記の通り、コロナウイルスの影響による県を超える移動の自粛は終了致しましたので、貴社におかれましては、福岡開催を拒否する合理的理由はなにもございません。なお、福岡での開催を要求する理由は、令和2年6月1日の「団体交渉開催の申入れ」記載の通りです。

3 不当労働行為について

貴社は令和2年4月22日「回答書」、令和2年5月11日「回答書」、令和2年5月27日「回答書」、令和2年6月8日「回答書」にて、「団交開催場所に係る協議が労使間で整ったことを確認した後、速やかにご連絡申し上げます」と繰り返し主張され、また、開催場所については、「新横浜駅又は品川駅周辺の貸し会議室」という、貴社に都合のいい開催場所に固執され、福岡での団体交渉を一貫して拒否されております。

上述の通り、県境越えの移動につき、全面的に解除された今、貴社が福岡に赴くことが出来ないという正当な理由は一切なくなりました。

つまり、貴社が複数の労働法規違反を犯したことを原因として、団体交渉を開催しようとしているにも関わらず、自らはコロナウイルスを理由として一切動かず、意地でも元従業員に自らの元に赴かせようとする、その一貫した「自分至上主義」が、問題の原因であることは明白です。なぜ、自らが社会的にも経済的にも優越的な立場であるにも関わらず、困窮している元従業員に移動の負担を強いるうと考えられているのか、合理的な理由をご説明下さい。

なお、これ以上、貴社に一方的に都合のいい開催場所に固執し、福岡での団体交渉を拒否する場合、不当労働行為の不誠実交渉に該当することが明白であるため、令和2年6月30日までに団体交渉の具体的期日及び場所が確定しない場合、福岡県労働委員会に対し、不当労働行為救済申立を行わせて頂く旨、付言させていただきます。

この場合、貴社に福岡にお越し頂き、委員会にて答弁して頂くこととなりますので、同日程で団体交渉を開催することも可能です。

4 回答期日

上述の通り、当該書面に対する回答については、令和2年6月25日までに、当組合メールアドレス（_____@free-union.jp）に書面データの PDF ファイルを添付する方法又は書面にてご連絡下さい。

以上